

京都大学	博士（文学）	氏名	高橋 早紀子
論文題目	平安初期密教彫刻をめぐる思想・実践・祈願—承和・貞観期の王権の造像を中心に—		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>大同元年（806）に唐より帰朝した空海は、即身成仏と鎮護国家を二大中心思想とする体系的な密教を請来し、嵯峨・淳和・仁明の三代に渡る天皇との深い結びつきのもとで国家仏教としての密教の基盤を築いていった。こうした密教と王権との結びつきを背景として、平安時代以降、絵画や彫刻をはじめとする密教美術が制作された。</p> <p>本論文は、関連分野の研究成果を積極的に参照しつつ、承和期（834-848）から貞観期（859-877）に至る密教彫刻を思想・実践・祈願という三つの視点から考察し、密教彫刻の宗教的意義や政治的意義を解明しようと試みたものである。そして、空海の密教思想の直接的影響が想定される承和期、および、幼帝の即位や〈護持〉僧の成立、宗叡の帰朝の影響が想定される貞観期が密教彫刻史上において重要な位置を占めると考え、これら承和・貞観期の造像に焦点を当てている。</p> <p>本論文の構成は、「序章」に続き、各論5章および付論からなる本論があり、最後に「終章」で総括・結論を述べている。「序章」では、承和・貞観期の密教彫刻に関する問題の所在を明確にし、本論文の目的を示した。第1節では、思想・実践・祈願という三つの視点から承和・貞観期の密教彫刻に関する問題の所在を明らかにした。第1の思想という視点は、空海が論じる密教美術の意義を踏まえ、密教彫刻の背景に即身成仏と鎮護国家という密教の中心思想との関連を追究すべきことであること、を指摘している。第2の実践という視点は、従来の研究において看過されてきた重要な観点であると論者は強調している。密教彫刻は、本来、観法や修法における本尊であったと考えられるが、これまで実践における密教彫刻の宗教的機能についてはほとんど検証されてこなかった側面がある。論者は、こうした問題に対して、関連経軌の主旨・文脈や安置空間との関係を踏まえて、実践における密教彫刻の宗教的機能を考究すべきことを提言している。第3の祈願については、実践によって成就される現世利益との関わりから天皇等の「御願」の造像を再考する必要性を示している。以上の問題の所在を踏まえ、第2節では本論文の構成と内容について概観している。</p> <p>第1章「東寺講堂諸像における『陀羅尼集経』選定の意図—四天王像と壇上結界をめぐる—」では、一般に承和6年（839）の開眼とされる仁明天皇「御願」の東寺講</p>			

堂諸像をとりあげて、四天王像の密教的意義について考察している。東寺講堂諸像中、主要15尊の密教的意義については議論が重ねられてきたが、『陀羅尼集経』所説の像容を基本とする四天王像については奈良時代以来の伝統との関連が強調され、その密教的意義が積極的に論じられることはなかった。そこで本章では、東寺講堂における空海の『陀羅尼集経』選定の意図および『陀羅尼集経』所説の像容への付加・改変の理由について考察し、東寺講堂の全体構想のもとに四天王像の密教的意義を追究した。第1節では、『陀羅尼集経』所説の四天王と東寺講堂四天王像との異同を確認し、論点を明確にしている。第2節では、空海が『陀羅尼集経』を密教経典として理解していたことを指摘し、東寺講堂における『陀羅尼集経』選定の背景に壇場結界という空海の構想があったことを指摘している。これを踏まえ、第3節では、多聞天脚下の地天・二鬼や持国天の手勢・持物といった『陀羅尼集経』所説の像容への付加・改変の問題へと考察を進め、これらの付加・改変についても壇場結界という視点から解釈が可能であることを示している。このように、これまで積極的な解釈がなされてこなかった四天王像に壇上結界と関わる密教的意義があったことを解明し、辟除結界による病氣平癒という視点から仁明天皇の「御願」との結びつきを論じている。

第1章の付論「新図様の毘沙門天の受容と展開—地天・二鬼の属性をめぐって—」は、第1章で着目した東寺講堂多聞天像の問題を踏まえ、9世紀の日本における新図様の毘沙門天の受容について考察したものである。この新図様の毘沙門天は一般に「兜跋毘沙門天」と総称される系統のもので、西域・中国・日本の作例を含めた多くの研究蓄積がある。日本における受容という点では、中国から日本への伝播においてこの系統の毘沙門天を規定する特徴が西域的甲制から地天へと変化したことが指摘されているが、その理由は明らかにされていない。ここでは、9世紀の日本における新図様の受容の様相を踏まえて地天・二鬼の属性を追究することにより、日本で地天が重視された背景についての一解釈を提示している。第1節では、東寺講堂多聞天像の図様の成立背景を検討し、奈良時代以来の多聞天の脚下に地天・二鬼という要素が部分的にとり入れられて地天・二鬼を伴った非西域的甲制の毘沙門天が成立したことを論じている。このことを踏まえ、地天・二鬼の属性を追究したのが第2節である。ここでは、新図様における地天が「歓喜天」と説かれることに注目し、経軌および図様の検討から、毘沙門天脚下の地天がガナパティであり、二鬼がガナパティによって教化された善きヴィナーヤカであるとの新たな解釈を提示している。以上を踏まえて、この系統の毘沙門天が日本で地天を第一の特徴として展開していった背景に除障礙神

のガナパティとしての性格が関わっていたとの展望を示している。

続く第2章・第3章では、即身成仏と鎮護国家という密教の中心思想を踏まえ、実践における密教彫刻の宗教的機能や造像契機である天皇等の「御願」について追究し、承和期の密教彫刻の宗教的意義や政治的意義の解明を試みている。

第2章「観心寺如意輪観音像の機能論的考察—敬愛法を中心に—」では、空海の弟子である実恵・真紹の関与のもとで橘嘉智子の「御願」によって承和10年(843)頃に制作された観心寺如意輪観音像をとりあげた。本像については、近年、寺院制度史の見地から制作背景や制作時期に関する有力な見解が提示された。しかしながら、如意輪観音という尊格の選定理由や橘嘉智子の「御願」の内容については、なお考察の余地が残されている。そこで本章では、観心寺における如意輪観音の位置づけを追究し、造像契機である橘嘉智子の「御願」について再考を試みている。第1節では、本像の概要を確認し、制作時期と制作工房について論じている。第2節では、観心寺の創建と安置仏の尊像構成について検討し、観心寺において如意輪観音が重視されていたことに注目している。続く第3節では、図像典拠とされる『観自在菩薩如意輪瑜伽』の再検証を行い、観心寺において如意輪観音が即身成仏を果たすための五相成身観の本尊として位置づけられていた可能性を示している。さらに、空海決・実恵記と記されている『四種護摩口決』に着目して如法堂の当初の安置仏が四種護摩修法の各本尊と一致することを指摘し、観心寺が四種護摩修法を行う道場として構想され、如意輪観音が四種護摩修法中の敬愛法本尊として重視されていたという見解を提示している。これを踏まえ、修法による現世利益という視点から橘嘉智子の「御願」について考察したのが第4節である。ここでは、橘嘉智子への灌頂授与と承和の変に注目し、その「御願」が敬愛法により成就される和合親睦であったとの解釈を提示している。

第3章「神護寺五大虚空蔵菩薩像の宗教的機能」では、空海の弟子である真済の関与のもとで仁明天皇の「御願」によって承和12年(845)から嘉祥3年(850)頃に制作されたとみられる神護寺五大虚空蔵菩薩像を取り上げている。神護寺五大虚空蔵菩薩像については、当初の像容や所依経典が検討されてきたものの、儀軌・経典の全体の文脈の中での五大虚空蔵菩薩の意味は未だ解明されていない。そこで本章では、図像典拠の一つとされる空海決・真済記と記されている『五部肝心記』の再検証を行い、実践における宗教的機能や造像契機である仁明天皇の「御願」の問題について考察している。第1節では、安置場所や願主、制作時期、関与した密教僧といった基礎

的事項を確認している。続く第2節では、これまで看過されてきた全体の主旨や文脈を踏まえて『五部肝心記』を再検証する必要性を示している。これを踏まえて第3節では、『五部肝心記』において、五大虚空蔵菩薩が即身成仏を果たすための五相成身観や道場観の本尊として説かれていることを明らかにしている。さらに第4節では、仏教学や建築史学の研究成果を踏まえて、神護寺五大虚空蔵菩薩像が「毘盧遮那宝塔」という実践の場において即身成仏を果たすための五相成身観の観法本尊としての宗教的機能を有していたという見解を提示している。これらを踏まえて、即身成仏—加持感応—現世利益という視点から仁明天皇の「御願」について考察したのが、第5節である。ここでは、仁明天皇の「御願」が国王擁護という現世利益であったことを論じ、鎮護国家との結びつきを示している。

以上、承和期の密教彫刻についての三つの章にわたる考察によって論者が明らかに使用としたことは、これら承和期の密教彫刻が五相成身観や護摩修法の本尊であったこと、こうした実践によって成就される現世利益が天皇等の「御願」であったこと、承和期の密教彫刻の根底に密教の中心思想である即身成仏思想と鎮護国家思想が存在したことの三点である。要するに、承和期の密教彫刻は、即身成仏と関わる宗教的意義や鎮護国家と関わる政治的な意義を有していたといえ、そこに空海の密教思想の直接的影響を認めることができるというのである。一方、貞観期には、こうした密教彫刻の造像をめぐる思想的状況や歴史的状況に変化がみられるとする。すなわち、当該期には幼帝の即位や〈護持〉僧の成立、宗叡の帰朝、神国意識の高揚といった新たな展開が認められるというのが論者の考え方である。こうした変化を踏まえ、幼帝清和天皇と〈護持〉僧真雅・宗叡との特殊な結びつきに注目して貞観期の造像を検討したのが、第4章と第5章である。

第4章「東寺西院不動明王像と宗叡」では、貞観9年(867)頃に官営工房系仏師によって制作されたとみられる東寺西院不動明王像を取り上げ、造像における宗叡の関与を追究している。宗叡の関与については、宗叡請来本に比定されていた『諸説不同記』記載の「或図」との細部における共通性を根拠とした指摘があったが、その後、「或図」を宗叡請来本とする比定が誤りであることが論証され、再考の必要が生じていた。ここでは、東寺西院不動明王像の技法・図像・所依經典について検討し、貞観7年(865)帰朝の宗叡の関与を考証している。第1節では、彩色・截金技法が新たな大陸の影響による9世紀後半以降の手法とされる点に注目し、こうした技法に宗叡帰朝の影響を認めている。続く第2節は、図像の点から宗叡の関与を追究したものであ

る。ここでは、東寺西院不動明王像の細部の像容が東寺西院曼荼羅不動明王像と一致することを指摘し、これらが9世紀半ばから後半頃の長安・青龍寺の法全周辺の新図様とみられることを論じている。第3節では、宗叡請来の『聖無動尊安鎮家国等法』に着目し、所依經典という点から宗叡の関与を指摘した。すなわち、災異が多発した当時の歴史的状況や西院御影堂という特殊な安置場所が『聖無動尊安鎮家国等法』の内容と一致することを指摘し、東寺西院不動明王像が安鎮法本尊として制作されたことを究明している。これらを踏まえ、東寺西院不動明王像が清和天皇と宗叡との関係を背景として鎮護国家のために造像された安鎮法本尊であったと結論付けている。

第5章「東寺八幡三神像の制作背景」では、9世紀後半の作とされる東寺八幡三神像をとりあげて、貞観期における密教と王権との結びつきという視点から制作背景を考察している。東寺八幡三神像はこれまで最初期の神像彫刻として注目されてきたが、ここでは密教彫刻史における意義を再考することを試みている。第1節では、作風や技法の検討から、貞観年間頃の官営工房系仏師の制作とみられることを確認している。また、像容の検討からは密教僧の関与が想定され、真雅の関与を指摘する先学の説が首肯されることを述べている。続く第2節では、『東宝記』を検証し、東寺における八幡三神に皇祖神・軍神・鎮護国家神・対新羅神としての性格があったことを論じている。第3節では、幼帝清和天皇をめぐる外祖父藤原良房と〈護持〉僧真雅に関する日本史学の研究成果を踏まえ、貞観2年(860)の石清水八幡宮の創建と貞観11年(869)の神国意識の問題に注目し、東寺八幡三神像の制作背景を次のように解釈している。すなわち、石清水八幡宮の創建にみられるような八幡大菩薩の擁護する清和朝という観念を前提としつつ、新羅兵寇への憂慮を背景とした神国意識を直接的な契機として、清和天皇・良房・真雅によって鎮護国家のために造像されたのが東寺八幡三神像であったと結論付けている。そして、こうした制作背景に貞観期の密教彫刻と共通する造像の在り方を認めうることを示している。

「終章」では、各章で論じてきた問題を総括し、承和・貞観期における密教彫刻の宗教的意義および政治的意義について以下の結論を提示している。すなわち、密教の中心思想は即身成仏と鎮護国家にあり、これら出世間的祈願である即身成仏と世間的祈願である鎮護国家を繋ぐのが実践における即身成仏—加持感応—現世利益である。密教と王権との結びつきを背景として制作された密教彫刻は本来、こうした即身成仏と鎮護国家を成就するための実践における本尊であったと考えられる。第1章・第2章・第3章で論じた承和期の密教彫刻は、こうした密教彫刻の意義を端的に示してい

る。第1章でとりあげた東寺講堂諸像については、主要15五尊に即身成仏や鎮護国家との関連が論じられてきたが、こうした実践の場に求められる辟除結界された空間を創出する役割を担っていたのが四天王であったとみられる。第2章・第3章でとりあげた観心寺如意輪観音像および神護寺五大虚空蔵菩薩像は、即身成仏や鎮護国家のための実践の場に観法や修法の本尊として位置付けられる。さらに、こうした実践によって成就される現世利益が「御願」であったと解され、そこに「御願」を契機とする造像の在り方をみてとることができる。一方、第4章・第5章論じた東寺西院不動明王像と東寺八幡三神像は、幼帝清和天皇と〈護持〉僧真雅・宗叡との特殊な結びつきを背景として鎮護国家のために造像された密教彫刻と位置付けられ、そこに貞観期の新たな造像の動向を認めることができる、としたのである。

以上、密教と王権との結びつきを背景とする承和から貞観期に至る密教彫刻が、即身成仏と鎮護国家という密教の中心思想に基づき、天皇等の現世利益的祈願を直接的契機として制作された密教実践における本尊であったことを改めて強調し、本論文の結論としている。

(論文審査の結果の要旨)

大同元年(806)に唐より帰朝した空海は、即身成仏と鎮護国家を二大中心思想とする体系的な密教を請来し、嵯峨・淳和・仁明の三代に渡る天皇との深い結びつきのもとで国家仏教としての密教の基盤を築いていった。こうした密教と王権との結びつきを背景として、平安時代以降、絵画や彫刻をはじめとする密教美術が制作されたが、特に承和期(834-848)から貞観期(859-877)に至る時期には、東寺講堂諸尊像や観心寺如意輪観音などの平安初期の代表的な密教彫刻が造られていることが想定されている。本論文は、この承和期から貞観期に至る時期に造られた平安初期の代表的な密教彫像4件と、これら密教彫像に密接に関係する神像彫刻1件を考察の対象としたものである。

これらの彫像に関する研究蓄積は厚く、作風、技法、像容、制作年代、願主といった基本的問題については先学により議論が尽くされてきた。しかしながら、密教彫刻造像の本来の意義、すなわち密教の思想や観法や修法といった実践、あるいは祈願と関わる宗教的意義や、現世利益的祈願と関わる政治的意義については、十分な検討がなされていなかったところもあった。本論文は、承和期から貞観期に至る主要な密教彫刻とその関連遺品をこうした観点から見直すことにより、平安初期の密教彫刻史を再評価しようとする意欲的な研究である。

本論文は、「序章」に続き、計五章の本文および第一章に付属する「付論」、「終章」からなるが、本論文の検討を通して得られた主要な成果は、以下の三点にまとめられるであろう。

まず第一点は、難解な密教経典や儀軌を詳細に分析し、承和・貞観期を中心とした平安初期の密教彫刻及び関連遺品の代表作例の造像背景に、即身成仏や鎮護国家という空海が論じてきた密教の中心思想の存在があったことを指摘したことである。従来は奈良時代以来の伝統との関連性が強調され、その密教的な意義が追求されてこなかった東寺講堂四天王像を『陀羅尼集経』を絡めて考察して、この四天王像が壇場結界の意味を有すること、そしてこうした壇場結界は即身成仏を果たすために必要な辟除結界された空間を確保するためという、空海の造仏に関わる思想が反映したものであるという見解(第1章及び付論)や、あるいは観心寺如意輪観音像が即身成仏を果たすための五相成身観の本尊として位置づけられていた可能性の指摘(第2章)、東寺西院不動明王と『聖無動安鎮家国等法』との間に親密な関係があり、この像が鎮護国家のために造像された安鎮法本尊であった可能性の指摘(第4章)などは、従来の密教彫刻史研究では見過ごされてきた視点からの指摘であり、密教彫刻史研究に新たな反響を及ぼすものとして評価される。

第二点は、第一点と密接に関わるものであるが、論者が「実践」と名付けた視点から論じた成果である。密教彫刻は本来、観法や修法の本尊であり、それぞれの観法や修法に応じた宗教的機能を有していたはずであるが、その解明はあまり進んでいないところがあった。論者は、この問題の解明に意欲的に取り組み、如意輪観音が敬愛法本尊として用いられていることに注目し、観心寺如意輪観音像が敬愛法により成就される宗教的な機能を有していたこと（第2章）、神護寺五大虚空蔵菩薩像が「毘盧遮那宝塔」という実践の場において即身成仏を果たすための五相成身観の観法本尊としての宗教的機能を有していたこと（第3章）などの見解を提示している。仏像が有する機能の問題は、近年の彫刻史研究においては重要な研究課題の一つとなってきたが、平安初期密教彫刻を例に観法や修法と結びつけて論じる論者の提示した方法論は、仏像の機能について新たな議論を起こすものとして注目される。

第三点は、仏像がどのような祈願によって造られたかという視点から、承和・貞観期を中心とした平安初期の密教彫刻やこれらに密接に関係する神像彫刻の代表作例を分析し、王権との結びつきを明らかにして、その造像背景に政治史的な問題があることを示唆したことである。観心寺如意輪観音像を嵯峨院太皇太后橘嘉智子の発願であることを慎重に確認し、嘉智子自らが発端となった承和の変を契機として、敬愛法による鎮護国家を願って造像されたものとする見解（第2章）や、東寺八幡三神像が新羅兵寇への憂慮や平安初期における神国意識の高揚などを背景にして、清和天皇、その外祖父で摂政の藤原良房、清和天皇護持僧真雅によって鎮護国家を目的として造像されたとする見解（第5章）などは、なお検討すべき問題もあるが、傾聴に値しよう。

このように本論文は、承和・貞観期を中心とした平安初期の密教彫刻やそれに密接に関係する神像彫刻を、先行研究の成果を踏まえながらも、従来の彫刻史研究とは異なる視点から検証を重ね、新しい密教彫刻論を提示したものとして高く評価される。とはいえ、望むべき点はないわけではない。密教経典や儀軌の解釈については、多少恣意的なところも窺えた。また論者の用いた歴史的な用語について、その概念を少し曖昧なまま用いていたところもあった。ただ、これらの問題は、論者が新しい観点から密教彫刻を論じたからこそ浮かび上がった問題とも言え、これらの問題の克服については論者のさらなる研究の進展を待ちたい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成27年12月28日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。